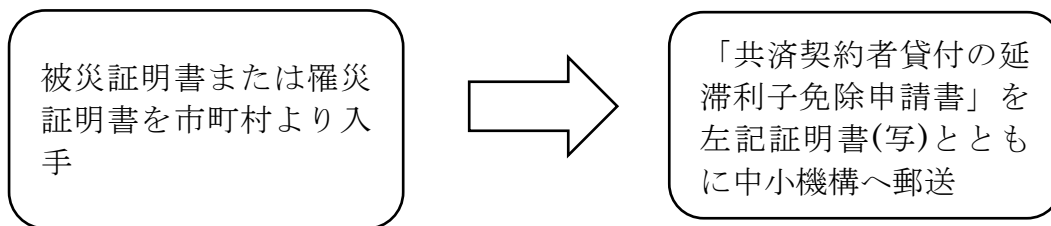


延滞利子免除措置のご案内

令和6年能登半島地震に伴う災害の影響により、約定償還日までに償還・お借換手続きが困難な場合、延滞利子の免除をお受けいただけます。

	実施内容
対象者	令和6年能登半島地震に伴う災害の影響により、約定償還日までに償還・お借換手続きが困難な共済契約者で、下記①②③のいずれにも該当する方 ① 令和6年1月11日時点で共済契約者貸付を受けている ② 約定償還日が令和5年12月1日以降 ③ 災害救助法適用地域に有する事業所または主要な事業資産が今回の地震災害で被災している (市町村発行の被災証明書または罹災証明書の提出が必要)
減免内容	約定償還日以降の延滞利子を1年間免除
申請期限	約定償還日 ※期限までに申請いただけないと、お取引金融機関でのお借換等手続きができなくなる場合があります
申請窓口	中小企業基盤整備機構
申請手続	下記のとおり

【申請手続】



弊機構ホームページ別掲の「共済契約者貸付の延滞利子免除申請書」に必要事項を記載し、市町村発行の「被災証明書」又は「罹災証明書」の写しを添付し中小機構宛てご郵送ください。

【留意事項】

1. 償還・借換の手続きの際に、一旦、延滞利子をご負担いただく場合がございます
お預かりしました延滞利子につきましては、後日、小規模企業共済の掛金引落口座へご返還させていただきます。なお、返還口座を確認させていただきます場合がございますので、その際は、機構から連絡させていただきます。
2. 延滞利子免除が受けられるのは貸付毎に1度のみとなります
過去災害または新型コロナウイルスにかかる特例措置にて、既に延滞利子免除を受けている貸付に更に延滞利子免除の申請を行うことは出来ません。

(送付先)

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル
中小企業基盤整備機構 共済事業グループ 小規模共済融資課 宛

(お問い合わせ先)

中小企業基盤整備機構 共済相談室 050-(5541)-7171